

生徒募集
に着手國語漢文
科設置第二卒業
式の文部
大臣祝詞

我が第五高等學校には、第十三臨時教員養成所として數學科を置き、同月より開始すべき旨の通牒を發した。是に於てか本校は、明治三十五年三月二十八日の勅令第百號臨時教員養成所官制並に同年三月二十九日の文部省令第八號臨時教員養成所規程に基いて、本所規則並に學費支給規程等を制定して文部省に申請その認可を得、直ちに生徒募集に着手し、百五十三名に對して、國語・漢文・數學・英語・物理等の入學試験を施し、その結果三十五名（給費生十五名私費生二十名）の入學を許し、本校教授を教官として、同月三日授業を開始したのである。降つて昭和三年三月、更に國語漢文科をも設置すること、なつた爲に、規則を改定して生徒を募集し、百八十八名に就いて、國語・漢文・數學・英語及び國史の試験を行ひて二十五名（給費生十二名私費生十三名）を選拔し、數學科と同様、本校教官を主體として、五月十四日より授業を開始したのであるが、昭和四年三月十一日、數學科二十七名の第一回卒業生を出すと共に、新に三十名を募集し（志願者三百名、科目は前回に同じ）、國語漢文は昭和六年三月十一日の卒業を以て終り、同七年三月十二日、數學科第二回の卒業を以て、本所を閉したのである。而して前後三回の卒業證書授與式に於て特筆すべきことは、第二回に於ける文部大臣の祝詞（學校長代讀）である。

本日爰に第十三臨時教育養成所卒業證書授與式ヲ舉行セラレ新ニ有爲ノ士ヲ我ガ教育界ニ迎フルハ國家ノ爲慶賀ニ堪ヘザル所ナリ

卒業生諸子ハ志ヲ立テ、本所ニ入り今ヤ學成リテ事ニ子弟教育ノ業ニ從ハントス其ノ責任極メテ重大ナリ庶幾クハ益々日新ノ學術ヲ研鑽スルト共ニ深く時代ノ要永ニ繼ミテ重キヲ德性ノ涵養ニ置キ至誠訓ヲ垂レ躬行範ヲ

示シ以テ本所教養ノ趣旨ヲ徹底セシメラレシコトヲ

昭和六年三月十一日

文部大臣 田 中 隆 三

當所規則
の内容
目的
年限
入學資格

抑々臨時教員養成所なるものは、前記の勅令第百號第一條には、「臨時教員養成所ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」とあり、又文部省令第八號第一條には、「臨時教員養成所ニハ國語漢文科、英語科、數學科、博物科、物理化學科、家事裁縫科、體操家事科、理科家事科、歴史地理科、音學科、體操科ノ一學科若クハ數學科ヲ置ク」とあり、その修業年限は二年乃至三年と定められてゐるので、當所規則第一節總則第一條もそれに準據して、「本所ハ師範學校、中學校及高等女學校ノ教育タルヘキ者ヲ養成スル所トス」とし、第三條には、「修業年限ハ三箇年トス」と定められたわけである。

本所は、規則第四節定員入學及退學第十一條の、「生徒ハ左ノ資格ヲ有スル男子ニシテ出身學校長ノ薦舉ニ依リ當臨時教員養成所管理者ニ於テ品行方正身體健全ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者ニ就キ試験ノ上選拔ス但第二號中出身學校ヲ有セザル者ハ薦舉ヲ要セス一、師範學校、中學校ノ卒業者二、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者並小學校本科正教員免狀ヲ有スル者」の條文に從つて入學を許可したる者に對して、勅令及び省令に基いて、數學科に在りては、第一學年には、修身(一)、教育(二)、學數(十七)、物理(三)、簿記(一)、英語(三)、體操(二)の七科目三十時間、第二第三學年には、簿記を除きてその二時間を數學に加へて六科目三十時間を課し、國語漢文科に在りて

退 學

は、第一第二學年には、修身(一)、教育(二)、國語漢文(二)、(一)、歴史(三)、英語(三)、體操(二)の六科目三十二時間を、第三學年には、歴史を除きて漢文一時間を増して、五科目三十時間を課し、一二特殊の學科を除くの外は、すべて本校教官の擔當するところとなつたのである。

然るに、第十七條に従へば、疾病若くは學業不進又は品行不良にして、成業の見込なしと認めたる者、學業成績不良の爲、進級し能はざる者、引續き一箇年以上缺席したる者、正當の理由なく、又は届出をなさずして、引續き一箇年以上缺席したる者、出席常ならざる者の何れかに該當する者は、原級に留めずして、直に退學を命ぜられることになつてゐるのは、該所の性質上已むを得ないことであり、當所の生徒にも、成績不良の爲に、退學した者もあつたのである。

學年學期
休業服裝

而して正當の手續を経て入學せる者に對する學年・學期・休業等は、悉く本校生徒と變りなく、正帽の如きも、徽章の圓形内に、「教」の文字を表せる所だけが異り、白線三條も同じく、正服略服も、所定の徽章入の鈕を附けることだけが違つてゐる。

服務規則

然るに、臨時教員養成所に在りては、元來、授業料を徴收せざるのみならず、「特別ノ必要アルト認メタルトキハ學資ノ補給スルコトアルヘシ」と云ふ法令に従つて、本所に於ては、給費生に對し、月額金貳拾五圓の學資を支給することとなつて居り、法規上、卒業生は、卒業證書受得の日より、學資の支給を受けた者は、修業年限の一倍半に相當する期間、學資の支給を受けざる者は、修業年限の二分の一に相當する期間だけ、引續き教育に關する服務に従事すべき義務を有し、且最初の一箇年は、文部大臣の指定に従ひて奉職するの義務を有し、已む

を得ざる場合は、大正十四年四月二十六日文部省令第二十九號の高等師範學校卒業生服務規則第四條に基き、文部大臣の許可を俟つて、他に就職することも出来るやうになつてゐる。事實、當所卒業生も、設置の目的通りに、卒業と同時に、若くは卒業の年に於て、中等學校に奉職することが出来ずして、中には一時小學校に奉職したり、滿洲國の官吏になつたりした者もあるのである。

生徒府縣
別

而して當所數學科第一回生を府縣別にすれば、熊本・福岡は各七名、鹿児島は三名、佐賀・長崎は各二名、大分・宮崎・山口・廣島及び愛媛は各一名となり、同科第二回生は、熊本・福岡は各七名、佐賀は六名、鹿児島・岡山は各二名、大分・宮崎・廣島及び香川は各一名となり、更に國語漢文科は、熊本十名、福岡は五名、佐賀・鹿児島は各二名、宮崎・長崎・岡山及び徳島は各一名で、全體を通じて見れば、熊本の二十五名を第一位として、福岡の十九名、佐賀の十一名、鹿児島八名、宮崎・長崎・岡山の各三名の順位となり、大分・山口・廣島・愛媛及び香川は、何れも一名宛となつてゐる。

卒業後の
地位と愛
校の觀念

茲に一言附記して置きたいのは、臨時教員養成所出身者の、卒業後に於ける地位と、愛校の觀念とに就いてである。中等學校教員の大多教が、官立の高等師範學校卒業生であるのは當然のことであり、それ等の人々は、夫々の母校を誇りとも爲し、又互に連絡を保つて、隠然たる一大勢力を有してゐるのに較べると、官私立大學及び専門學校出身者達は、その數に於ても少く、聯絡も充分でなく、従つて、その地位もしかく安固ではなささうだ。それにしても、各自の出身校を背景として、聊かながら連絡を保つてゐることは、有形に無形に、相當の力強さを感じてゐるに相違ない。

然るに、獨り臨時教育養成所の出身者に限つては、就職の際に於てこそ、該所の管理者なり主任教授なりの盡力に對して、充分の感謝を捧げると共に、該所設置の學校に對しても、充分の感謝を捧げると共に、相當の愛着を有してゐるに相違ないが、一度當時の管理者や主任教授がその學校を去つた後では、僅に教を受けた教官に對する師弟の情誼があるに過ぎなくなり、而もそれ等の教官までも去るに至つては、母校としては、小學校と中等學校とに過ぎず、殊に、中等學校卒業者たらざるものは、小學校だけであり、洵に心寂しいことであらうと思ふ。固より、苟も一旦身を教育界に投じた以上は、母校などを背景とせず、飽迄自力を以て運命を開拓するだけの意氣と努力とを堅持すべきは云ふまでもないが、實際は必ずしもさうばかりは行かぬものらしく、本校に於ても、同窓會などに出席する者は、一人も無い有様である。

母校を有しない者は寂しい。母校愛を感じないことは、人しても物足りない。沉んや教育者に於て特に然りとする。

第六節 思想界の推移と龍南人

前記に於ても、社會主義的急進思想の影響を蒙り、甚しきに至りては、革命なる語を無造作に使つてゐる向もないではないが、大體よりすれば、ヒュマニズム、ナチュラリズム、デカダニズム等の文學的色彩の濃厚になつたことを覺える。然るに本期に於ては、單に我が龍南のみならず、中學生や女學生までが赤化されて、勞働爭議に加はると云ふ有様で、その趨く所底止するを知らざるの概があり、愛國の士をして、一旦國家有事の際に於て

左翼的方面の動向

は、如何なるべきかと患へしめた程であつた。而して前期の終り頃即ち大正五年、吉野作造氏が、中央公論誌上にデモクラシーを喧傳し、河上肇氏が、貧乏物語を著して、青年學徒に愛讀されたのは、掩ふべからざる事實である。加ふるに、大正七年、東京帝國大學學生の一部が、新人會なるものを組織し、人類解放の新機運に協調してその促進に努力すること、現代日本の合理的改造運動に従事すること、等を目標として活動を開始したことも亦、忘るべからざる事の一つであらう。然るに、今期の當初大正八年、河上肇氏の社會問題研究の創刊を見、大正九年には、東大助教教授森戸辰男氏のクロボトキンの社會思想の研究と云ふ論文による筆禍事件があり、東京上野公園兩大師前に於ける第一回メーデーや、日本社會主義同盟の創立などを見、大正十一年には、京都に於て全國水平社創立大會が開かれ、又、日本農民組合なるものが、杉山元治郎・賀川豊彦氏等に依つて組織せられ、各地に於ける小作爭議や勞働爭議の頻發の爲に、内務省には社會局が設置さるゝに至つたのである。

翌十二年九月一日の關東大震災もさることながら、わけて十二月二十七日、開院式當日に起つた虎の門事件、それに伴ふ山本内閣の總辭職に至つては、恐懼の極みであるが、六月に起つた第一次日本共產黨事件も、社會の耳目を聳動せしめたものである。かくて大正十二年五月には、マルクス主義なる雜誌までが創刊せられ、同月又、マルクス百年祭を期して、社會科學聯合會なる名稱の下に、學生運動の全國的結成を出現せしめ、六月には、文藝戦線なるプロレタリア文藝雜誌の發刊せらるゝ等、その波及する所、實に恐るべきものがあつたのである。翌年七月には、京都帝國大學に於て、學生社會科學聯合會なるものが催され、一面、所謂福本イズムの喧傳も亦、無産運動に異常の影響を與へたものであるが、十五年一月には、遂に所謂京大事件なるものが起り、多數